福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足は深刻化しています。

人手不足を補うための外国人労働者数も対前年比で約20%増加し、障がい者雇用数も県内民間企業で過去最高を更新、パート労働者・契約社員・派置社員などの非正規労働者は雇用全体の約4倍となるなど働き手の多様化も進んでいます。これら、国籍の違い、障がいの有無、雇用形態の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することがあってはなりません。どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で働きの価値に見合った水準とすべきです。

また、人口減少による消費者の購買力の低下は、企業活動の縮小や賃金のデフレ化を招き、地域経済へのダメージと更なる経済の縮小を引き起こします。そして、消費増税による物価変動への影響も注視しなければなりません。社員・従業員の定着化を進め、製品やサービスの付加価値向上、モノづくりの生産性向上を前提とした賃金引上げによる消費の喚起と市場拡大を目指す「経済の好循環」が求められます。

よって、本市議会は福島県の一層の発展をはかるため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する次の事項について強く要望します。

- 1 福島県最低賃金については、政府が掲げる「毎年年率3%程度を目途に引き上げ、 全国平均で1,000円を目指す」との方針に沿って、相応の引き上げを行うこと。
- 2 福島県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額とすること。
- 3 消費税による物価変動の状況を見極め、増税に見合った最低賃金を担保すること。
- 4 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
- 5 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月18日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

厚生労働大臣 加藤勝信様

福島労働局長 岩瀬信 也様

福島県二本松市議会議長 本 多 勝 実